

別表（第3条関係）

区域番号	推進委員が担当する区域
1	玉田町、見野、富岡及び武子の区域
2	下武子町、古賀志町、高谷、仁神堂町、柄窪及び千渡の区域
3	板荷及び下遠部の区域
4	御成橋町1丁目、御成橋町2丁目、泉町、睦町、戸張町、千手町、上材木町、天神町、久保町、銀座1丁目、銀座2丁目、今宮町、仲町、麻苧町、石橋町、下材木町、寺町、蓬莱町、三幸町、鳥居跡町、万町、文化橋町、朝日町、上田町、末広町、東末広町、中田町、下横町、下田町1丁目、下田町2丁目、貝島町、上野町、府所町、府中町、府所本町、西鹿沼町、日吉町、花岡町、坂田山1丁目、坂田山2丁目、坂田山3丁目、坂田山4丁目、酒野谷、下日向及び上日向の区域
5	深岩、 笹原田、 下沢及び引田の区域
6	下大久保、 上大久保及び草久の区域
7	野尻、 加園、 下久我及び上久我の区域
8	村井町、 上殿町、 榎山町、 上奈良部町及びみなみ町の区域
9	塩山町、 奈佐原町、 日光奈良部町及び下奈良部町の区域
10	佐目町、 油田町、 下南摩町、 西沢町、 上南摩町及び旭が丘の区域
11	上石川、 下石川、 池ノ森、 さつき町及び流通センターの区域
12	茂呂、 晃望台、 東町1丁目、 東町2丁目、 東町3丁目、 幸町1丁目、 幸町2丁目、 緑町1丁目、 緑町2丁目、 緑町3丁目、 西茂呂1丁目、 西茂呂2丁目、 西茂呂3丁目、 西茂呂4丁目、 栄町1丁目、 栄町2丁目及び栄町3丁目の区域
13	深津、 白桑田、 松原1丁目、 松原2丁目、 松原3丁目及び松原4丁目の区域
14	榆木町、 藤江町、 南上野町及び大和田町の区域
15	磯町、 野沢町、 亀和田町及び北赤塚町の区域
16	口栗野、 中栗野、 入栗野及び柏木の区域
17	下粕尾、 中粕尾及び上粕尾の区域
18	下永野及び上永野の区域
19	久野、 深程及び北半田の区域